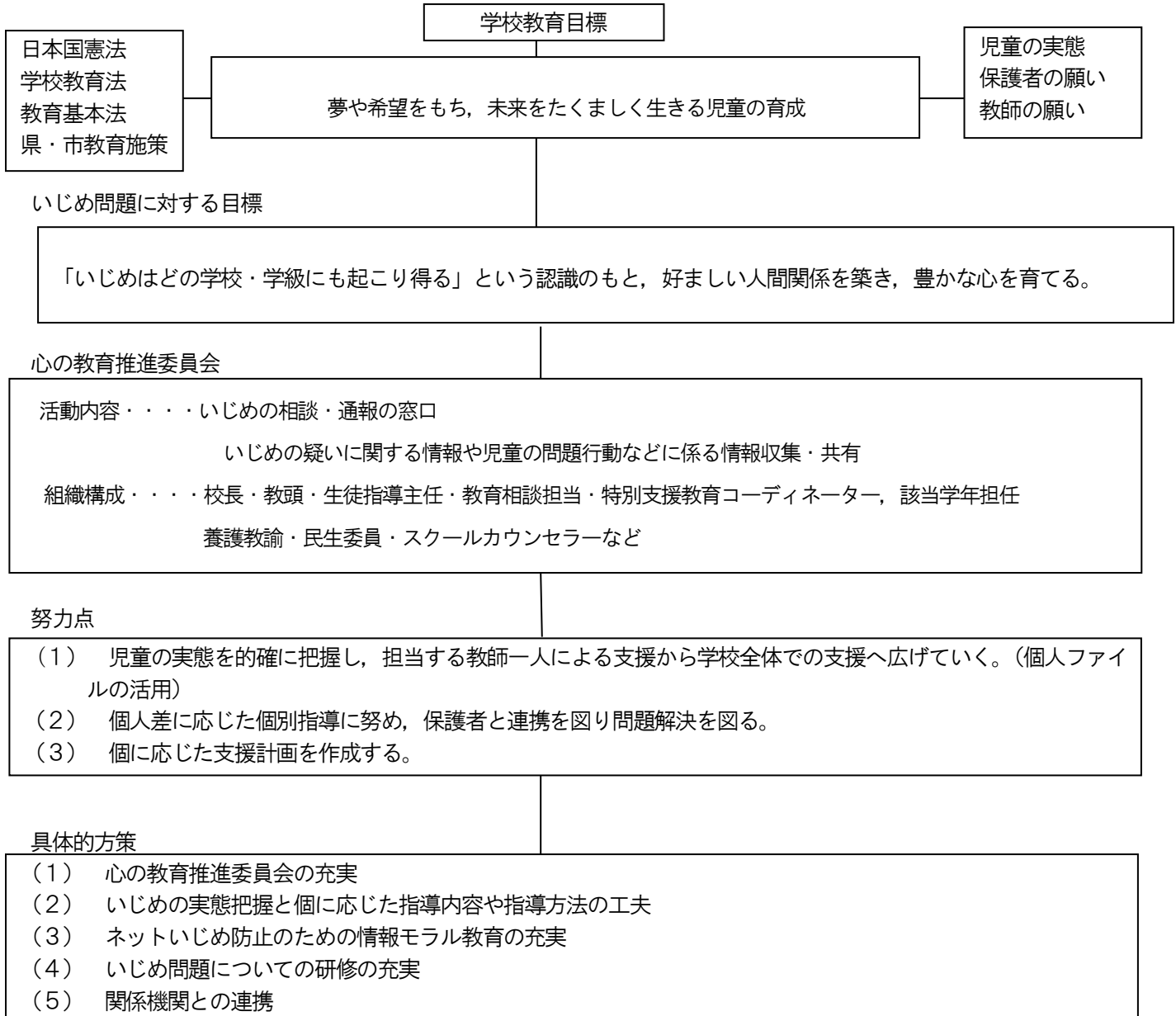
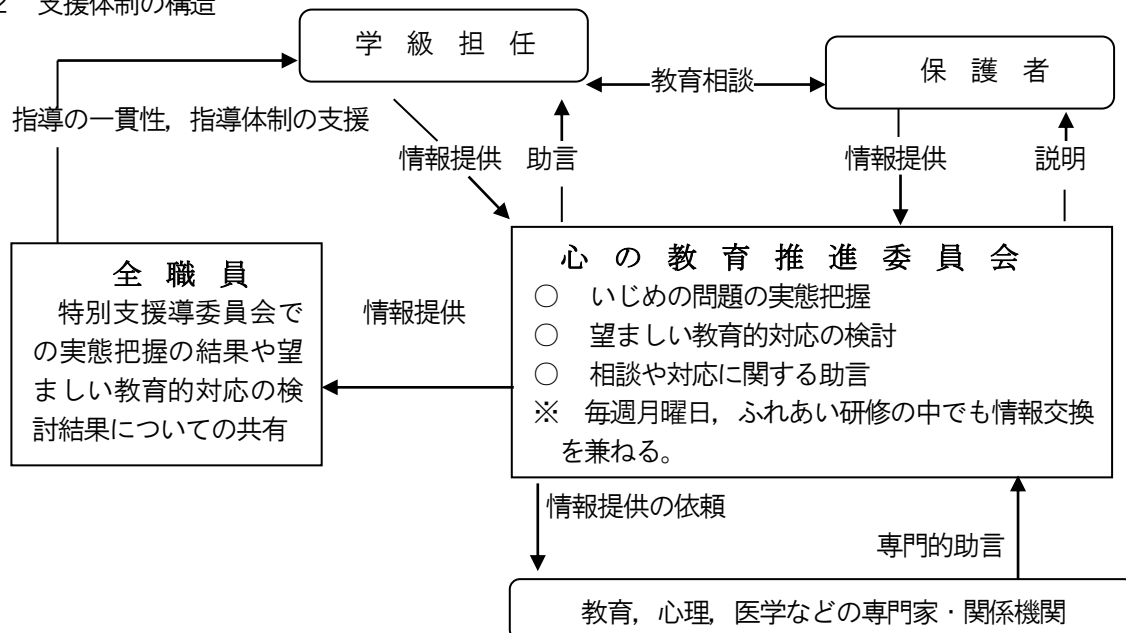


1 全体計画



2 支援体制の構造



### 3 年間計画

月	主な取組	取組内容等
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ問題を考える週間</li> <li>○ 児童についての共通理解</li> <li>○ 家庭環境調査</li> <li>○ 家庭訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童の実態及び学校全体の支援体制の共通理解</li> </ul>
5 ～ 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育相談（児童）の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校楽しーとの実施</li> <li>○ 児童の実態把握</li> </ul>
7 ～ 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育相談(保護者)</li> <li>○ 生徒指導に関する研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童の実態調査結果について 個に応じた指導内容・指導方法の検討 等</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ問題を考える週間</li> </ul>	
10 ～ 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育相談（児童）の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校楽しーとの実施</li> <li>○ 児童の実態に関する情報交換 個に応じた指導内容・指導方法の検討 等</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ問題を考える週間</li> </ul>	
2 ～ 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育相談（児童）の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校楽しーとの実施</li> <li>○ 児童の実態把握 個に応じた指導内容・指導方法の検討 等</li> <li>○ 児童の実態に関する情報交換並びに次年度への引継ぎ (卒業・進学に関わる確実な引継・支援シートの活用)</li> </ul>

※ 実態調査等において、該当児童がいた場合には、個別の指導計画作成や検討会を適宜に行う。

※ 児童に対しては、日常的に観察を行う。必要であれば、随時児童に対する教育相談を行う。

※ 毎月心の教育の日に、いじめアンケートを行う。6月、10月、2月は学校楽しーとを実施する。

# 光神小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ防止のための対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを、児童生徒がいじめは絶対許されない行為であることを十分理解できるようにすること、及び学校、家庭、地域、その他の関係機関との連携のもと、いじめ問題を克服することを旨として行われなければなりません。(曾於市いじめ防止基本方針より)

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。(「いじめ防止対策推進法」第2条より)

## 3 いじめの防止

### ア すべての児童を対象としたいじめ未然防止の観点

- 「いじめは決して許されない」ことを徹底して理解させる。
- 豊かな情操や道徳心、お互いの人格や人権を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- 学校においては、児童の「居場所づくり」を進めるとともに、自己肯定感や自尊感情を高められるような教育環境づくりに努める。
- いじめの背景にあるストレスなどの要因に着目し、ストレスマネジメントなど、ストレス解消を図る適切な対処能力を培う。

### イ 学校の取組

- すべての児童が安心して学校生活を送れるような学校づくりに努める。
- 日頃から児童及び保護者との信頼関係の構築に努める。
- 地域や関係機関との連携を図る。
- いじめ防止のための児童の自主的な取組を支援する。
- いじめ防止の重要性について保護者、地域にも啓発する。
- ネットいじめ防止のために情報モラル教育の充実を図る。

## 4 いじめの早期発見

### ア 早期発見に向けて

- すべての大人が、児童に関心を持ち、些細な変化にも気付く力を高める。
- いじめは大人の目に付きにくい時間場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識した上で、慎重に観察する。
- 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりをもつようにする。
- いじめを隠したり軽視したりすることなく、躊躇せず積極的にいじめの早期発見に努める。
- ネットいじめを防ぐためにも児童用タブレットの情報管理を行う。

### イ 学校の取組

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等を図り、児童がいじめを訴えやすい環境や体制を整える。
- 地域や家庭と連携して、学校の内外を問わず児童を見守る活動を進める。

## 5 いじめへの対処

### ア いじめが確認された場合の対応

- 組織的な対応を行う。
- 学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全確保を最優先する。
- いじめたとされる児童に対しては、事実関係を確認した上で適切な指導を行う。
- 家庭や教育委員会への連絡・相談を行い、状況に応じて関係機関との連携も積極的に進める。

### イ 学校の対応体制

- 日頃から、いじめを把握した場合の対処方法について、マニュアル等を作成して、迅速な対応ができるようにする。
- 学校における組織的な対応が可能になるように校務分掌の機能化を図り、実効的な組織体制づくりに努める。